

【資料2】

鹿児島海区
漁業調整委員会資料
令和7年11月25日

【議題2】

鹿児島海区漁場計画の変更について（諮問）

水振第523号
令和7年11月25日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

鹿児島海区漁場計画の変更について(諮問)

このことについて、別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項で準用する第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるます。

令和7年11月
水産振興課

鹿児島海区漁場計画の変更について

1 目的

海洋環境の変化への対応や漁場利用の高度化を促進するため、鹿児島海区漁場計画を変更し、漁業権の変更又は新たな漁業権を免許するもの。

2 漁場計画変更の概要

(1) 共同漁業

いちき串木野市羽島地先での共同漁業の免許：鹿共第77号及び鹿共第566号
(羽島漁協解散に伴う共同漁業継続のための新規免許)

(2) 区画漁業

ア 魚類養殖

甑島中甑地先での漁業権の変更：鹿特区魚第43号
(クロマグロ養殖における赤潮対策のための漁場区域拡大)

イ カキ養殖

山川地区での区画漁業の免許：鹿特区か第35～37号
(バスケット式カキ養殖にチャレンジするための新規免許)

3 パブリックコメント、公益協議の結果

変更案について、令和7年9月8日から10月7日にかけて、パブリックコメントを実施したところ意見はなかった。

また、関係海上保安部及び市町村へ船舶航行上の支障や地域調整等に係る公益協議を行ったところ、特段の支障はない旨回答を得た。

4 今後のスケジュール

令和7年11月	海区漁場計画変更案の策定（知事決裁） 鹿児島海区漁業調整委員会への漁場計画変更案の諮問
12月	漁場計画変更の公示・各申請受付開始（1ヶ月）
令和8年2月	鹿児島海区漁業調整委員会への漁業権免許・変更の諮問 漁業権免許・変更決裁
3月1日	<u>漁業権免許・変更、行使規則認可施行</u>

1. 鹿児島海区
(1) 共同漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地図
鹿共第77号	第1種 共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たかせがい 漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " " " " " " " "	いちき串 木野市羽 島及び薩 摩川内市 土川地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で 結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 46' 47" E 130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河 口右岸堤防基部) 基点2 N 31° 44' 33" E 130° 13' 44" (いちき串木野市荒川と羽島の境界の基点標石) 点ア N 31° 46' 36" E 130° 08' 21" 点イ N 31° 42' 49" E 130° 11' 28"	なし	いちき串 木野市羽 島
	第2種 共同漁業	磯建網漁業 雑魚建網漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "				

(つきいそ漁業)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地図
鹿共第566号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 羽島崎沖 合	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 44' 13" E 130° 10' 42" 点イ N 31° 43' 53" E 130° 10' 41" 点ウ N 31° 43' 54" E 130° 09' 44" 点エ N 31° 44' 14" E 130° 09' 45"	なし	いちき串 木野市羽 島

(2) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の 別	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件 いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度	関 係 地区
鹿 特 区 魚 第 43 号	第 1 種 区画漁業 団体漁業権	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から 12 月 31 日	薩摩川内 市上飯町 中飯倉妻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27" N 31° 49' 38" E 129° 51' 28" 点エ N 31° 49' 42" E 129° 51' 16" N 31° 49' 44" E 129° 51' 16"	別紙-1 236台 408台	薩摩川 内市上 飯町

別紙-1 (天然種苗 鹿特区魚第43号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀
(8メートル×8メートル 正方形) 236408台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積 (15,07926,087 m²) を超え
ない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

ク カキ養殖業

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類 個別漁業権 又 は 団体漁業権 の 別	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
鹿特区 か(垂) 第 35 号 (新設)	第 1 種 区画漁業	かき垂下 式養殖業	1月 1 日 から 12 月 31 日	指宿市山 川成川崎 辺田地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 12' 50" E 130° 38' 09" 点イ N 31° 12' 45" E 130° 38' 12" 点ウ N 31° 12' 35" E 130° 37' 56" 点エ N 31° 12' 39" E 130° 37' 51"</p>	漁具群の 外角に電 燈その他の の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	指宿市 の旧山 川町の 地区
	個別漁業権						
鹿特区 か(垂) 第 36 号 (新設)	第 1 種 区画漁業	かき垂下 式養殖業	1月 1 日 から 12 月 31 日	指宿市山 川岡児ヶ 水地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 10' 26" E 130° 35' 33" 点イ N 31° 10' 24" E 130° 35' 36" 点ウ N 31° 10' 14" E 130° 35' 29" 点エ N 31° 10' 16" E 130° 35' 26"</p>	漁具群の 外角に電 燈その他の の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	指宿市 の旧山 川町の 地区
	個別漁業権						
鹿特区 か(垂) 第 37 号 (新設)	第 1 種 区画漁業	かき垂下 式養殖業	1月 1 日 から 12 月 31 日	指宿市山 川岡児ヶ 水地先	<p>点ア、点イ、点ウ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 10' 01.3" E 130° 35' 28.8" 点イ N 31° 10' 00.15" E 130° 35' 29.5" 点ウ N 31° 9' 59.4" E 130° 35' 28.1"</p>	漁具群の 外角に電 燈その他の の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	指宿市 の旧山 川町の 地区
	個別漁業権						



鹿共第9号

薩摩川内市

いちき串木野市

羽島漁協解散に伴う共同漁業継続
のための新規免許

鹿共第77号

鹿共第566号

鹿共第16号

鹿共第506号

鹿共第504号

鹿共第17号

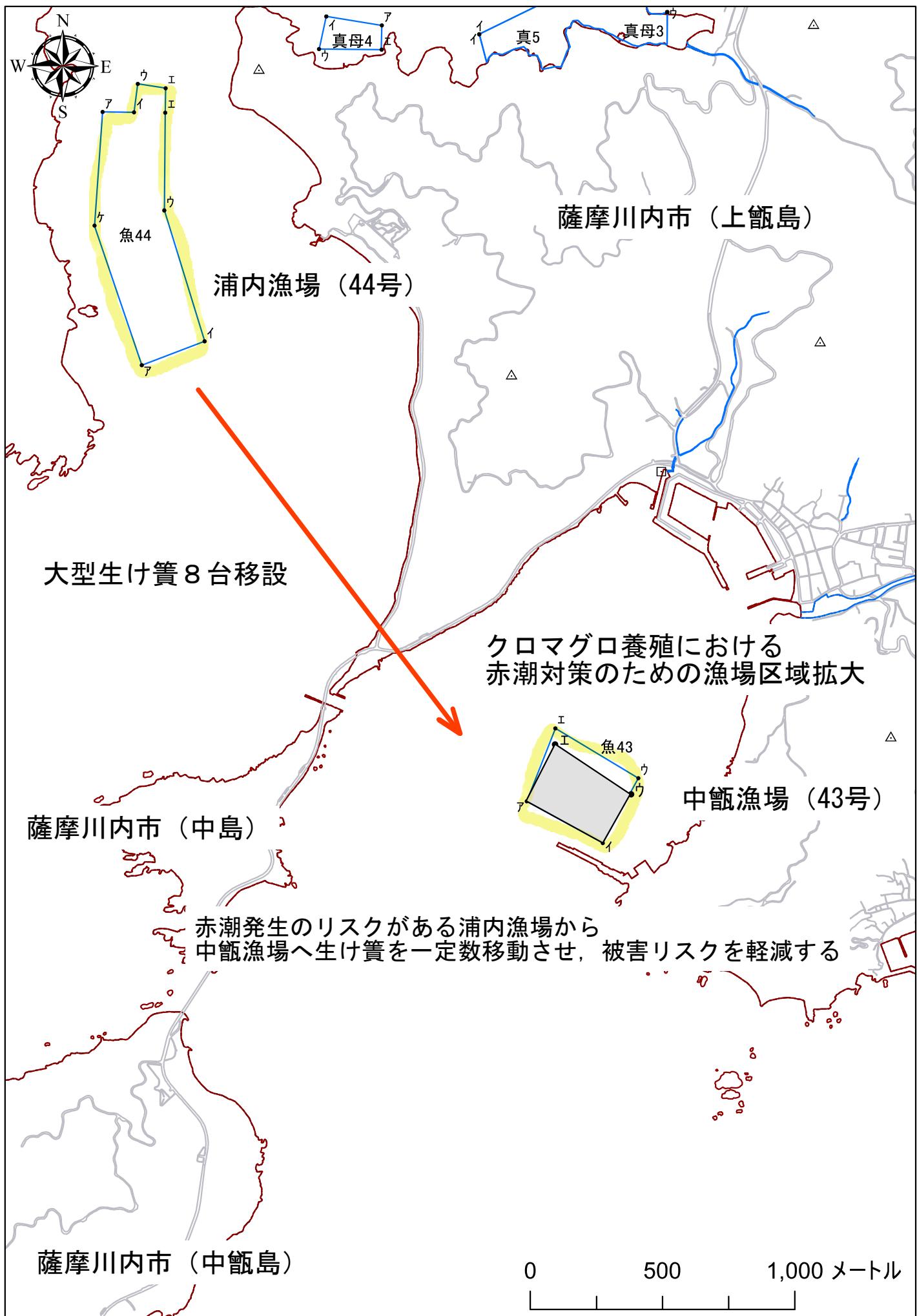
5,000 メートル

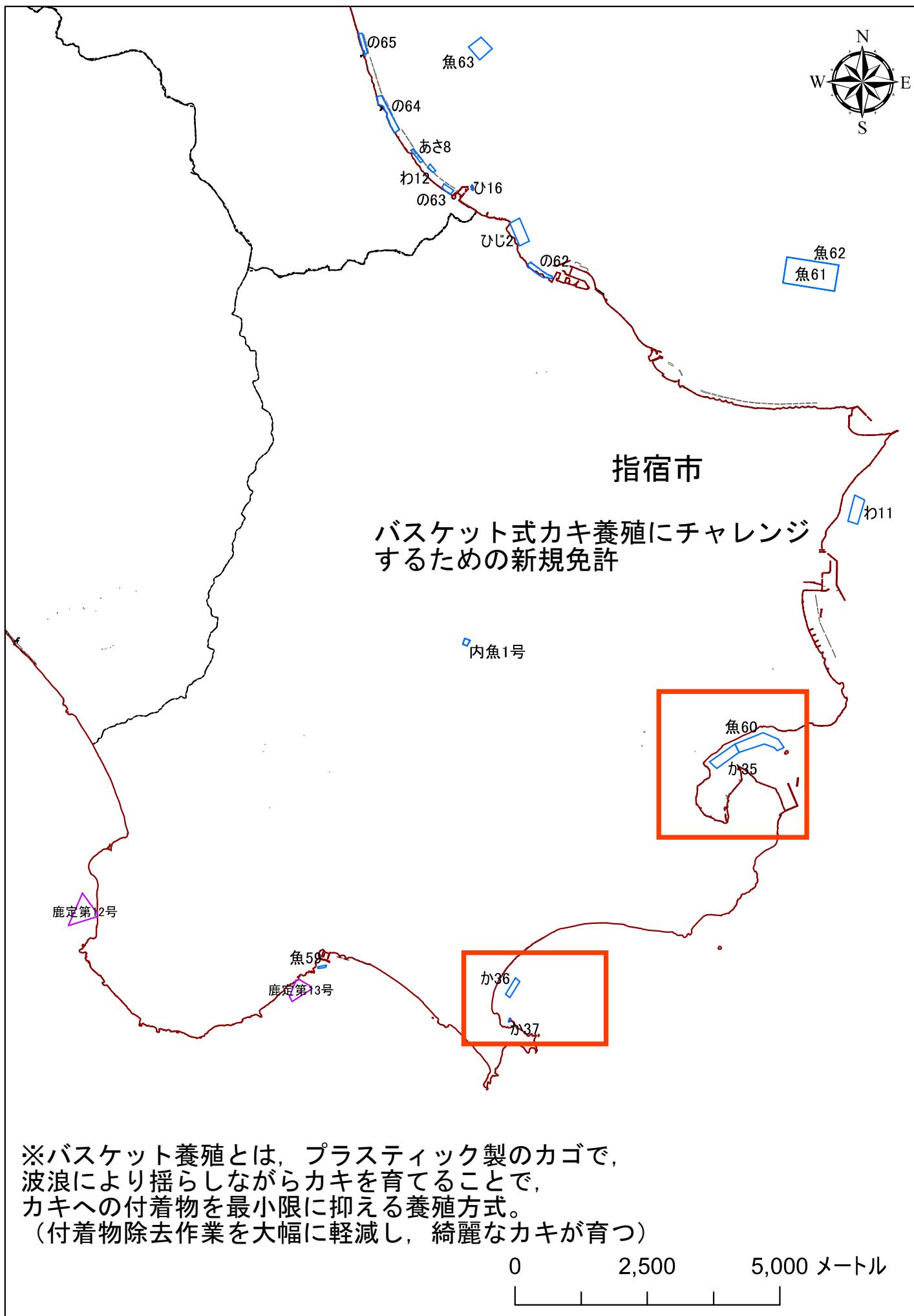
2,500

0

鹿共第502号

漁業権連絡図（区画漁業権）





○漁業法（昭和二十四年 法律第二百六十七号）（抜粋）

（海区漁場計画）

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからヘまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

（海区漁場計画の要件等）

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定され

ていること。

- 二 海区漁場計画の作成の時において適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。
- 三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。
- 四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。
- 五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たつては、漁業調整のため必要な範囲内であること。
- 六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。
- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たつては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

（海区漁場計画の作成の手続）

- 第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調

整委員会の意見を聴かなければならない。

- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

現行の漁業権の情報（鹿児島県庁ＨＰ）

ホーム > 産業・労働 > 林業・水産業 > 水産業 > 漁業調整について > 漁業権について
<https://www.pref.kagoshima.jp/af05/suisan/gyochou/gyogyoken.html>